（削る）

（削る）

（削る）

（組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法）

第七十一条の八　令第十八条の七の規定により法第百二十五条の九第一項の組合が定める金額の算定の基準となるべき金額は、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条に規定する期間の当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出するものとする。

2　前項の養殖単位は、のり等養殖業（令第十八条の四に規定するのり等養殖業をいう。以下同じ。）にあつては網ひびの柵単位、わかめ養殖業（同条に規定するわかめ養殖業をいう。以下同じ。）及びこんぶ養殖業（同条に規定するこんぶ養殖業をいう。以下同じ。）にあつては幹縄単位、真珠母貝養殖業（同条に規定する真珠母貝養殖業をいう。以下同じ。）、ほたて貝等養殖業（同条に規定するほたて貝等養殖業をいう。以下同じ。）、うに養殖業（同条に規定するうに養殖業をいう。以下同じ。）及びほや養殖業（同条に規定するほや養殖業をいう。以下同じ。）にあつてはいかだ又は幹縄単位、特定かき養殖業（同条に規定する特定かき養殖業をいう。以下同じ。）にあつてはいかだ、幹縄又はくい打ち式養殖施設単位、くるまえび養殖業（同条に規定するくるまえび養殖業をいう。以下同じ。）にあつては養殖池単位とする。

（共済限度額の算定に用いる割合）

第七十一条の九　法第百二十五条の九第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

第七十一条の十　法第百二十五条の十一第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

（共済金の支払に関する特約の要件）

第七十一条の十一　法第百二十五条の十一第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百二十五条の十一第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二　当該特約に係る共済金は法第百二十五条の十一第一項に規定する場合に該当し、かつ、事故額がその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

三　当該特約に係る共済金は法第百二十五条の十一第一項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。